平成２２年（フ）第８３５号
北九州市八幡西区浅川日の峯２丁目14番10号
債務者　上山　　舞（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８５１号
北九州市若松区二島５丁目１番47号
債務者　天野　七恵（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８６９号
北九州市小倉北区高坊２丁目６番24―406号
債務者　小森　勝博
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８７０号
北九州市小倉北区高坊２丁目６番24―406号
債務者　小森　久美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８８９号
北九州市小倉北区上富野２丁目５番27―101号
債務者　瀧口　由佳
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１９９号
青森県八戸市湊高台３丁目16番９号　グリンパーク湊高台Ｉ５―Ｄ、前住所青森県八戸市大字大久保字西ノ平25番地388
債務者　荒沢　光夫
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
青森県八戸市大字尻内町字尻内23番地５
債務者　小笠原克明
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
青森県八戸市大字白銀町字浜崖２番地11
債務者　山本　寛明
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵567番地公営住宅２―306号
債務者　大島小夜美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４４３号
奈良市桂木町13番103号
債務者　織田　尚治
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４４６号
奈良市大安寺３丁目６番11号
債務者　河原　　磐
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３７５号
熊本市長嶺南８丁目２番65号　フィアハイムⅢ105
債務者　青木　秀樹
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３７６号
熊本市長嶺東１丁目８番５―204号
債務者　青木　千惠
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４７７号
熊本県下益城郡美里町境256番地
債務者　西本　義己
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５７７号
熊本市本荘町684番地１　501号
債務者　村中　理加
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５９６号
熊本市新大江１丁目17番10―601号
債務者　小田　誠子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６１６号
熊本県天草市河浦町久留95番地
債務者　石田　美保
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６２８号
熊本市沼山津４丁目28番67号
債務者　松本マスエ
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部